

茨剣連第64号
令和3年6月7日

関係者各位

一般財団法人 茨城県剣道連盟
会長 小倉 培夫
[公印省略]

杖道錬士称号審査会について（通知）

標記の件について、別添要項により実施されます。

受審を希望される方は、所定の申込書（茨剣連提出）及び申請書（全剣連提出）に所要事項を記入の上、審査料等は同封の郵便振替用紙により、下記の申込方法に従い茨城県剣道連盟事務局へ送付してください。

記

1 審査料等

- | | |
|--|---------|
| (1) 杖道錬士審査料 | 17,900円 |
| (2) <u>令和3年度</u> 会員登録料 [未納者のみ該当]
(有効期間令和3年4月1日～令和4年3月31日) | 5,000円 |

注：申込受付後は返金いたしません。

2 申込

(1) 申込方法

ゆうちょ銀行口座名「一般財団法人茨城県剣道連盟 00150-5-612700」に振込み願います。なお、申込書（茨剣連提出）、申請書（全剣連提出）、郵便振替用紙の写し及び小論文(封印した別封筒による)を茨城県剣道連盟事務局へ送付願います。また、受審する方は、杖道部事務局（為我井：080-4005-0021）に連絡願います。

住所 〒310-0903 水戸市堀町 1161-13

Tel.029-251-8811 FAX 029-255-6228

(2) 申込締切

令和3年9月24日（金）[締切後は受け付けいたしませんので注意願います]

1. 申込対象者

- (1) 杖道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和2年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 杖道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成23年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。

3. 年齢基準は審査当日（11月23日）とする。

4. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ①課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの杖道修行について述べなさい。
- ②字数 400字以上800字以内。
- ③用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（梵例参照）
- ④提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

5. 申込締切

令和3年9月24日（金）

6. 申込先

~~〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階~~
~~——全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007~~

7. 審査の方法

(1)小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2)審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和3年11月23日(火)

8・審査料

~~各都道府県剣連は、推薦と同時に全剣連審査料(含む消費税)を下記口座いずれかに一括して振込むこと。~~

~~(1)郵便振替番号 00120-6-57069~~

~~加入者 全日本剣道連盟~~

~~(2)三井住友銀行 本店営業部 普通預金 NO.3042990~~

~~口座名 全日本剣道連盟~~

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和4年1月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

